

## 公正で魅力ある建設産業をめざして

### —建設事業者調査にみる公共事業の現状と課題—

川村 雅則

小論は、「北海道雇用経済研究機構」の Report No.92に掲載された拙稿をベースにして、一部書き換えたものである。(http://www.heero.or.jp/)

#### 従来型公共事業の復活？

大盤振る舞いの補正予算が成立した。その柱の一つである公共投資（公共事業）分野の中身をみると、計画済みの高規格道路や3大都市圏の環状道路の整備、整備新幹線の建設、大規模港湾の整備等々、財政難や社会的な批判を背景に凍結されていた従来型の公共事業が目白押しである。

北海道センターでは、季節労働者調査と並行して、北海道内の建設事業者（札幌を中心とする主要都市の指名登録業者）を対象にした、事業経営や公共事業に関する実態調査を実施した。私たちは、季節労働者の雇用対策・仕事づくりのためにも公共事業のあり方を見直すことが必要と主張してきた。その主張は、公共事業に関わる建設事業者にはどう受け止められるだろうか。他府県に比べてウェイトが高い北海道の公共事業は（総額削減はやむを得ないとしても）どうあるべきか。今回の調査で明らかになった、公共事業をめぐる問題とあわせて、二点述べたい（調査の有効回答は780件。調査結果の詳細については、センターのホームページを参照）。

#### 新幹線の札幌延伸は期待されているか？ —従来型公共事業を問う建設事業者の声

第一に、現在の公共事業の中身を問う声は少なくなかった。すなわち、「最近の公共事業は

中小事業者の振興や雇用の拡大には役立っていない」という回答が半数（49.4%）に達している。また、北海道新幹線の札幌延伸は北海道経済により影響を与えると期待しているのは3割（28.4%）にとどまり、一方で、そのお金を中小の建設業者に対する仕事に振り向けるべきという指摘には41.9%の声が集まっている。「オール北海道」と主張される新幹線の札幌延伸が、（控えめに述べても）建設事業者の間で必ずしも強い賛同を得ているわけでは決していないことが確認されよう。むしろ、「これからの社会構造の変化を考えると、従来型の大型開発事業から、地域で必要な生活・教育・福祉に関連した事業にシフトするべき」という声のひろがり（44.9%）に注目したい。

関連して、発注形態を問う回答も多い。すなわち、大型工事をゼネコンに一括請負方式で発注するのではなく、「分離・分割発注を増加させ、中小零細規模の工事を大幅に拡大すべき」という声が半数を超えている（59.3%）。それは、必ずしも必要とはいえないゼネコンの介在を排除して、中小の建設事業者に、より有利な条件で仕事が提供されることになり、結果として、中小企業の振興・地域経済の活性化にもつながることが期待される。

以上を、私たちが主張する公共事業（内容）の転換の方向性としてキーワード的に述べるならば、経済成長を前提とした大型開発事業（ときに環境破壊型の事業）から生活・教育・福祉分野あるいは地域に必要な（地域密着型の）事業への転換、新規投資中心主義から維持・改修

・補修あるいはライフサイクルコストを視野に  
入れた公共投資への転換となるだろうか。大地震  
で倒壊する危険性が高い学校施設が全国で1  
万を超え（文科省調べ）、建設後50年以上経過  
した橋梁等が今後急増する（国土交通白書  
2007）など、私たちの身のまわりに危険な建設  
構造物は少なくない。いま急を要する公共投資  
は何なのか、十分に考えた上で実行する必要が  
ある。これが第一点目。

### 談合・天下りを排除し、公正な競争環境 の確立を

第二点目は、入札制度のあり方である。すな  
わち、談合や天下りの徹底した排除が必要であ  
ることは言をまたない。だがその一方で（現状  
がまさにそうであるように）歯止めがないに等  
しい、単純な価格競争の促進では、建設事業者  
の経営も、労働者の生活も、さらには建設構造  
物の安全も、守ることができないのではないか。

実際、建設事業者の間でも、「最低制限価格  
の維持」（70.0%）など、過剰な競争に対する  
歯止めとなる制度を求める声が多い。「ダンピ  
ング規制を強化すべき」（48.1%）、さらに、そ  
のためには「賃金の最低価格の設定や労働協約  
の締結が不可欠」という主張に全体の4分の1  
（25.9%）の事業者が同意している点は、公契  
約条例や労働協約を求める運動（後述）との共  
同の可能性を示唆するものである。

もちろん、現状の破壊的な価格競争を反映し  
てか、かつての受注調整を求める声が少なから  
ずみられたことは事実である。だがその一方で、  
「公共工事の入札・発注をガラス張りに」  
（34.4%）、あるいは、元請・下請間の契約の  
片務性をめぐる問題等も反映して、下請や労働  
者保護を求める声も多い（「赤字受注を防ぐた  
め、公共事業の労務費単価以下で積算した下請  
発注を禁止すべき」44.7%、「現場労働者の退  
職金共済積立、職業訓練費などを含めた受注価  
格の決定をすべき」30.4%、等々）。

以上を大きくまとめると、公共事業の受発注  
を透明にし、談合を排除すること、同時に、激  
しい低価格入札競争で事業経営や労働者の生活  
が維持できない事態の克服、この二点の両立が  
建設事業者の間で課題として意識されていると  
いえよう。では、その実現のために何が必要か。  
労働組合側の運動を視野に入れて最後にまとめ  
る。

### 公契約条例の制定、労働協約の確立を

一つには、公契約条例の制定が急がれる。す  
なわち、公共事業の現場もさることながら、民  
間への労務委託契約が進む官（公）の領域にお  
いては、著しい低価格での発注（契約）がひろ  
がり、働く貧困層（官製ワーキングプア）が大量  
に生み出されている。政府・自治体が生活困  
難な労働者を生み出していることへの批判が高  
まる中で、発注条件の是正、つまり、そこで働  
く労働者の適正な労働条件の確立を求める取り  
組みが全国でひろがっている。自治体レベルに  
おける条例の具体的内容は、例えば、条例案の  
段階だが尼崎市のケース、あるいは、国分寺市  
の調達に関する基本指針などがインターネット  
上から入手できるので参照されたい。

いま一つには、労働協約の確立が、建設労働  
者の賃金・労働条件の標準（最低基準）の確定  
という観点からはむろんのこと、建設産業にお  
ける破壊的な競争や重層的請負構造を利用した  
下請事業者への犠牲の転嫁を防止し適正な価格  
を確保するためにも、目指すべき課題として意  
識される必要がある。労働組合が労働条件の決  
定過程から徹底的に排除されてきた、これまでの  
「労働組合排除型の建設産業秩序」から、集  
団的労使交渉による産業秩序への転換がいま求  
められている。

（文責：かわむら まさのり 建設政策研究所  
北海道センター理事長）